政令

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和六年十一月二十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

政令第三百四十五号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第五条、第十八条第三項、第二十二条、第二十五条第一項、第二十六条第一項及び第二十八条（独立行政法人工業所有権情報・研修館法（平成十一年法律第二百一号）第十二条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

第一条　この政令において「補助金等」、「補助事業等」、「補助事業者等」、「間接補助金等」、「間接補助事業等」、「間接補助事業者等」、「各省各庁の長」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（別表の準用規定の欄に掲げる規定において準用する場合を含む。以下「法」という。）第二条に規定する補助金等、補助事業等、補助事業者等、間接補助金等、間接補助事業等、間接補助事業者等、各省各庁又は各省各庁の長をいう。

2　この政令において「補助実施法人」とは、別表の準用規定の欄に掲げる規定においてその交付する補助金等について補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律を準用する同表の法人の欄に掲げる法人をいい、「補助実施法人の代表者」とは、同表の代表者の欄に掲げる者をいう。

第三条第一項第五号を次のように改める。

五　その他各省各庁の長又は補助実施法人の代表者（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の理事長を除く。第九条第二項及び第四項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）、第十三条第四号及び第五号並びに第十四条第一項第二号を除き、以下同じ。）が定める事項

第三条第二項第六号及び第三項、第四条第一項並びに第七条中「各省各庁の長」の下に「又は補助実施法人の代表者」を加える。

第九条第二項を次のように改める。

2　補助事業者等は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した書面に、当該補助事業等に係る間接補助金等の交付又は融通の目的を達成するためとった措置及び当該補助金等の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、これを各省各庁の長又は補助実施法人の代表者に提出しなければならない。

第九条第四項を次のように改める。

4　補助実施法人の代表者は、法第十八条第三項の規定により補助金等の返還の期限の延長又は返還の命令の全部若しくは一部の取消しをしようとする場合には、当該補助実施法人の代表者に対応する別表の所管大臣の欄に掲げる大臣の承認を受けなければならない。

第九条第五項中「農林水産大臣、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣又は環境大臣」を「別表の所管大臣の欄に掲げる大臣」に改める。

第十三条第四号及び第五号中「各省各庁の長」の下に「又は補助実施法人の代表者」を加える。

第十四条第一項第一号中「国」の下に「又は補助実施法人」を加え、同項第二号中「各省各庁の長」の下に「又は補助実施法人の代表者」を加える。

第十五条中「各省各庁の長」の下に「又は補助実施法人の代表者」を加える。

第十六条第一項から第三項までを次のように改める。

各省各庁の長又は補助実施法人の代表者は、法第二十六条第一項の規定により、補助金等の交付に関する事務（補助金等の交付の申請の受理、交付の決定及びその取消し、補助事業等の実績報告の受理、補助金等の額の確定、補助金等の返還に関する処分その他補助事業等の監督に関する事務をいう。以下この条及び次条において同じ。）の一部を当該各省各庁又は補助実施法人（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を除く。）の機関に委任することができる。

2　各省各庁の長は、前項の場合において、その地方支分部局に委任しようとするときは、当該補助金等の名称を明らかにして、委任しようとする補助金等の交付に関する事務の内容及び機関について、財務大臣に協議しなければならない。

3　補助実施法人の代表者は、第一項の場合において、その従たる事務所の職員に委任しようとするときは、当該補助金等の名称を明らかにして、委任しようとする補助金等の交付に関する事務の内容及び職員について、当該補助実施法人の代表者に対応する別表の所管大臣の欄に掲げる大臣の承認を受けなければならない。

第十六条第五項中「各省各庁の長」の下に「又は補助実施法人の代表者」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　各省各庁の長は、他の法律の規定により当該各省各庁の所掌事務を他の各省各庁の機関が行う場合には、法第二十六条第一項の規定により、当該所掌事務に係る補助金等の交付に関する事務の一部を当該他の各省各庁の機関に委任することができる。この場合においては、当該補助金等の名称を明らかにして、委任しようとする補助金等の交付に関する事務の内容及び機関について、財務大臣に協議しなければならない。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第一条、第九条、第十六条関係）

準用規定	法人	代表者	所管大臣
日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）第二十条の二	日本中央競馬会	日本中央競馬会の理事長	農林水産大臣
国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）第十九条（同法附則第八条第二項の規定により読み替えられる場合を含む。）	国立研究開発法人情報通信研究機構	国立研究開発法人情報通信研究機構の理事長	総務大臣
独立行政法人工業所有権情報・研修館法（平成十一年法律第二百一号）第十二条	独立行政法人工業所有権情報・研修館	独立行政法人工業所有権情報・研修館の理事長	経済産業大臣
独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）第十二条の二	独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構	独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の理事長	経済産業大臣
独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第百二十六号）第十七条（肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第十五条の規定により読み替えられる場合を含む。）	独立行政法人農畜産業振興機構	独立行政法人農畜産業振興機構の理事長	農林水産大臣